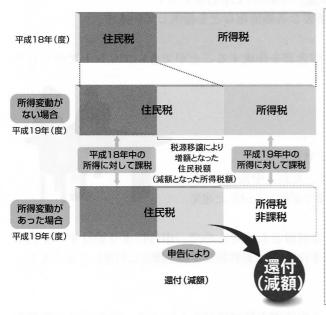
## 平成19年に所得が減って所得税が課されなくなった方 2

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更に よる税負担の増加の影響のみを受ける方については、既に納付済の平成19年度分の住民税額 から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付(減額)します。

■所得変動に伴う住民税の還付(減額)を受けるためには申告が必要となります。

平成19年度分住民税を課税した平成19年1月1日現在お住まいの市区町村へ減額申告書を 提出してください。他の市区町村へ転居された方は申告先をお間違えにならないようご注意 ください。





	デルケース●ヲ		10-51/	(単位:F
6.133	201012	54/607	平成19	年の収入
7-1	H18年(度)	H19年(度)	減少し	た場合
所得税	220,000	122,500		ž
住民税	130,000	227,500		1
合 計	350,000	350,000	-014	
	税額			道代》語》古书
	税源移譲前の	税源移譲後の	差	頂   1
	税率を適用	税率を適用		3
所得税	0	0		0
住民税	130,000	227,500	97,50	0
合 計	130,000	227,500	97,50	0

- ※平成19年中に亡くなられた方や海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない方には、この経過 措置は適用されません。
- ※この経過措置の対象となる方は、住民税と所得税の人的控除(配偶者控除、扶養控除、基礎控除など)額の差の合 計額が、平成20年度の住民税の合計課税所得金額(課税長期譲渡所得等の金額がある場合は、これらの金額を合計 した金額)以上になる方に限られます。したがって、寄附金控除額などの人的控除以外の控除額が増加したり、住 宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方には、この経過措置は適用されません。

くださ

す 払

Ó 報告書 る お

忘

れずに

提

出 が

して

払給与 が 合 た従業員 (映されます。 た給 提出 以下でも任意提出可 義務 は、 め 出 0 住 することに は1月31日までに退 付けられています 給与支払報告書の 額 所 住 成 与 所 範囲が拡大されました 税務課 20 支払報告書につい 所 が 0 前 得を確 民税の税負担を公平 年 方についても、 在 30 年 度 地 万円を超える場 中に中途 実に把握する な 0) 個 市民税担当 市区町村に り、 住 提出 退 民  $\widehat{30}$ 税 提 職 7 3 職 出 支 万 L

給与支払報告書の提出対

とな 給与支払報告書の は 平 1 成 つ 7 月 19 11 31 年 ま 日 分 (木)が す 0 給与支払報 が 提出につい 2 月 提

出

開限

課税されますが、

告

「固定資産」という)

0)

所

有

償却資産

(これらを総称

L

鼠

課期日

現

在

の土地、

家

18

建

物を壊し、

滅

失

登

記

が

済

給与支払報告書の提出は 1月31日(木)までに!

償却資産とい ください 告をお願いします。 有 者は、 格を決定します。 |却資産の状況を1月 いる機械・器具・備品 務 なっており、 る方が、その事業のため な 償 工場や商店などを経営し 申告 お 課資産税担当へ請 却資産 申告用紙 毎年1月1日 をしていただくこと 事業用 います。 これに基づ 0 ない 忘れずに 資 産 弱求して 末日 現 などを 方は

き

申

在 0

ま 0 **償却資産の申告につい** て

15 7

とき。 末日までに提出してください などは家屋取り壊し届出 ずに提出してください (課に備えてあります)を1月 ることがありますので、 提 出 が な 場合は、 課税 書 税 忘 さ

めに

お願いします。

7

11 な

場合についても、

の提出義務

あ 給

り 与 専従者給与を支払

る資

料です 県

ので、

提

出 必

は

お

月

か

0

所

得

税

確定

及 H

んでいないとき

市

民 5

税

の申告に

一要とな 申告

②未登記家屋を、

取

0

壞

L

た

冢 屋を取り壊したときは 定 資産税 は、 したときは、 毎年1月1

H20.1.1

問合先

税務課

資産税担当